

第7期

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

三原市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画（案） 【概要版】

平成30（2018）年1月

計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と策定の意義

平成12（2000）年度に介護保険制度がスタートしてから、18年が経過しました。平成30（2018）年度からスタートする第7期計画は、地域包括ケア体制を深化させ、実行し具体化させていくための重要な時期となります。

総人口が減少する中で高齢者が増加することにより、医療や介護ニーズが増大する中で、現在の介護保険サービス水準を維持した場合、介護保険料、介護給付総額は共に上昇していくことが予測されています。

本計画は、団塊の世代が後期高齢期に入る平成37年（2025）を見据え、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成52（2042）年に向けて、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、第6期から続く地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護保険制度の改正に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的として策定するものです。

2 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっており、今回策定する第7期介護保険事業計画の期間は平成30（2018）～32（2020）年度となります。また、高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、同様に3年間を計画期間と定めます。

また、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025）を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ります。

■計画の期間■

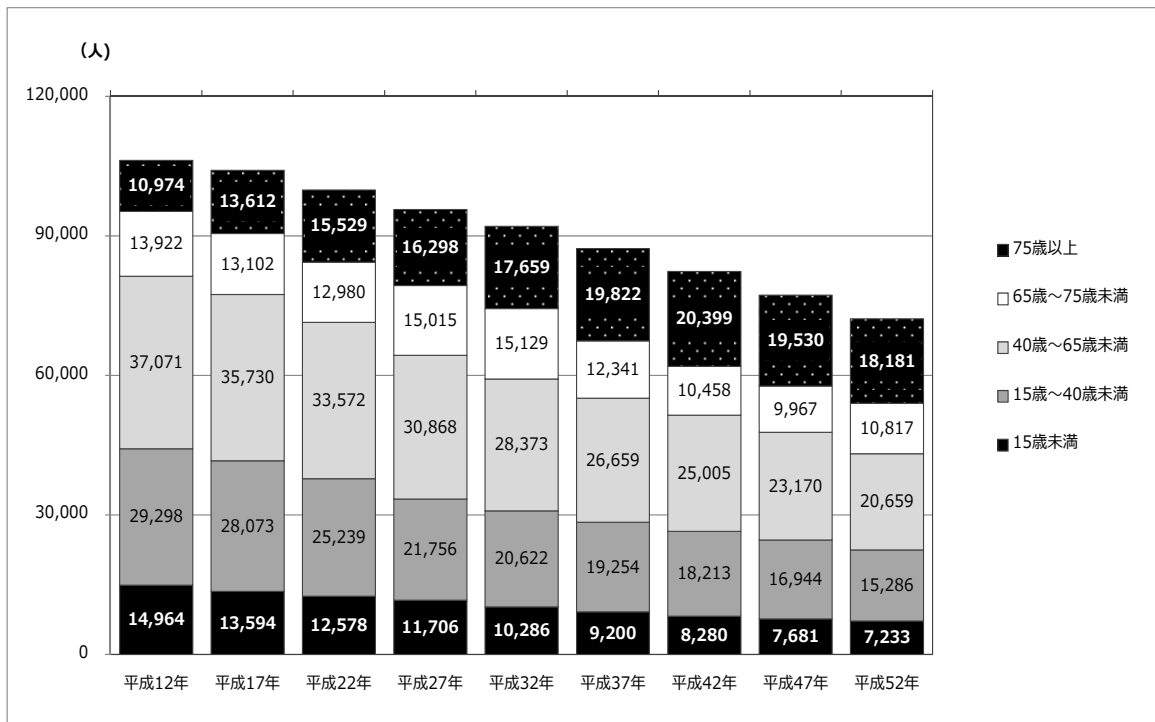


高齢者を取り巻く現状

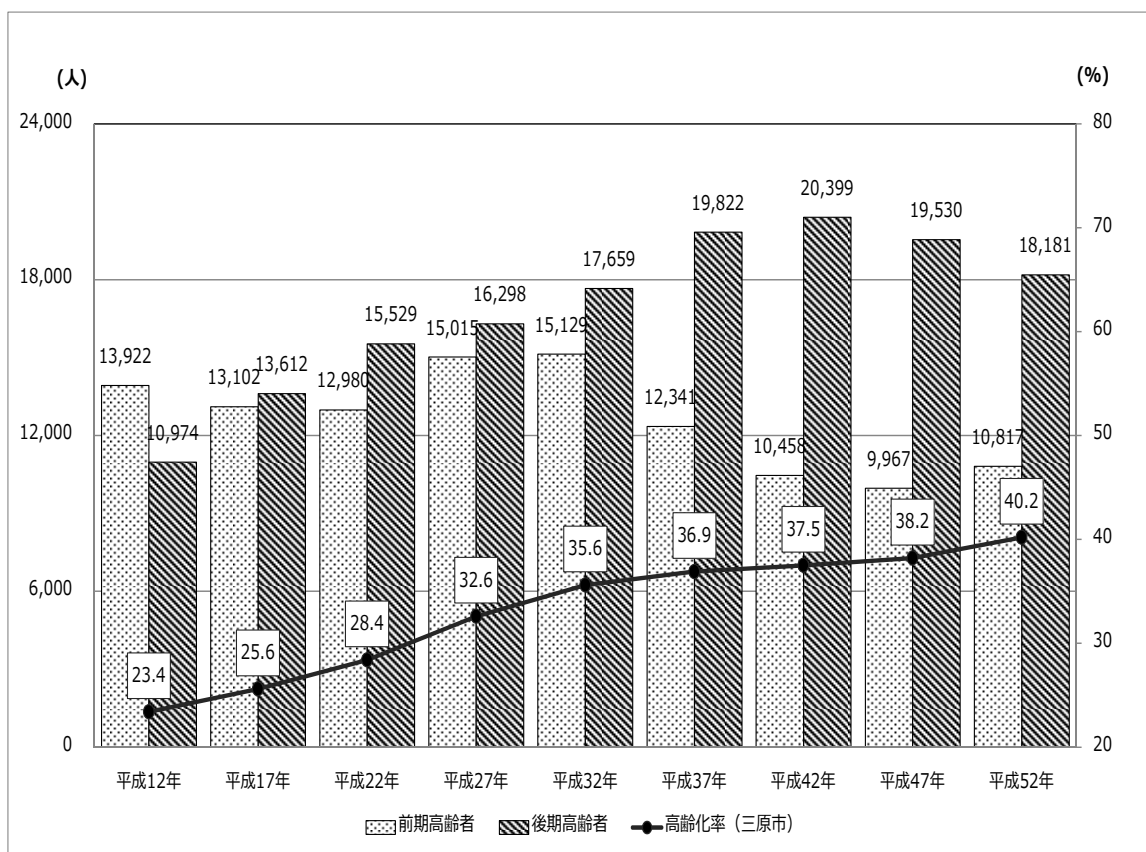
1 人口の推移

本市の人口の推移と推計を見ると、65歳未満は今後減少を続けていくのに対し、65歳以上の割合は、今後も増加、高止まりで推移するものと見込まれます。平成37(2025)年には後期高齢者の人口に占める割合が非常に大きくなると予測されており、本市においても、団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年を見据えて、施策を展開していく必要があります。

図表 人口の推移



図表 高齢化率の推移

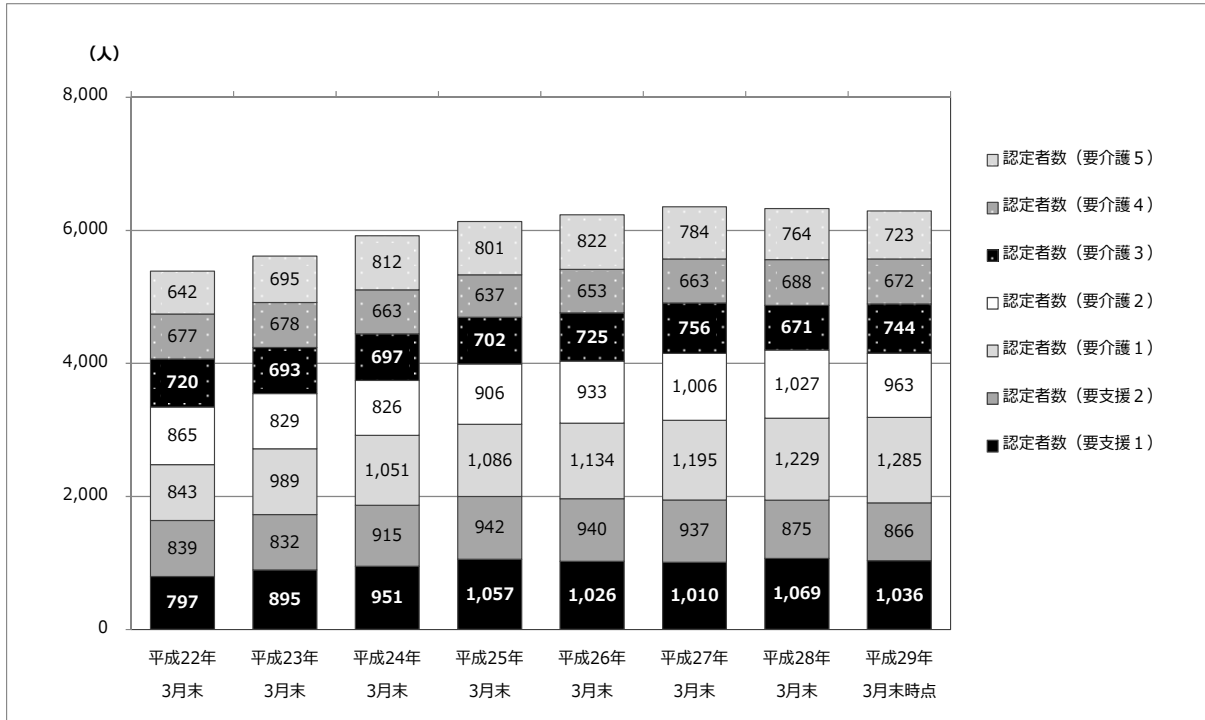


2 要介護(要支援)認定者数, 要介護(要支援)認定率の推移

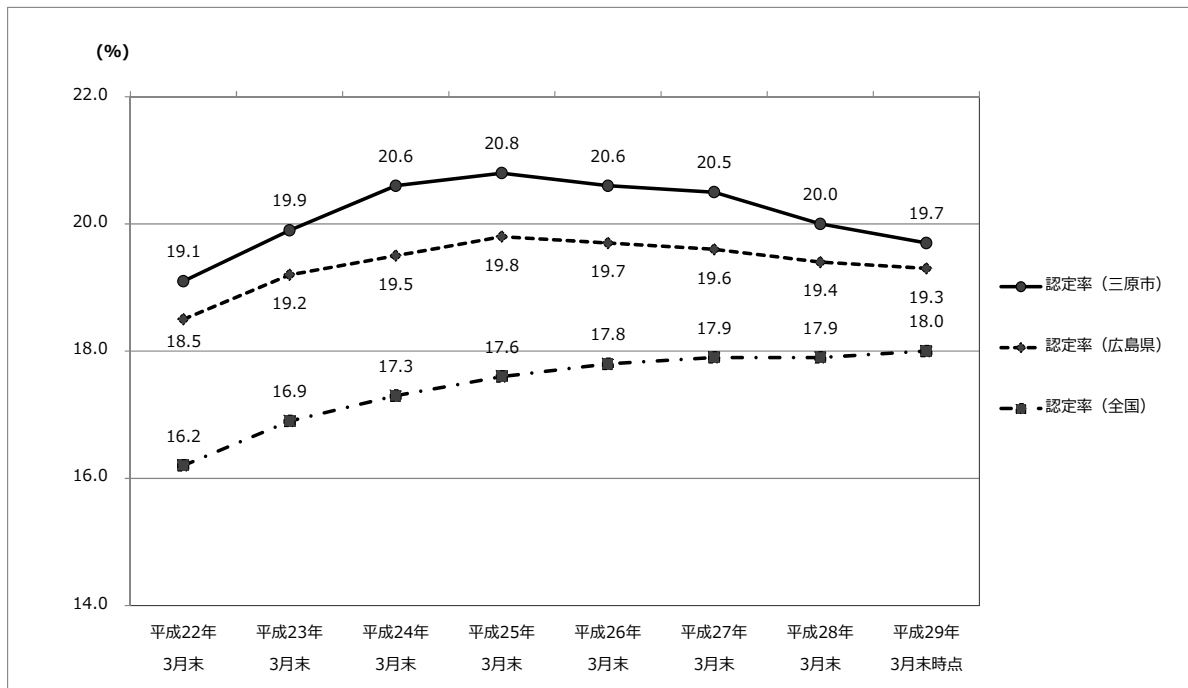
要介護(要支援)認定者数と要介護(要支援)認定率の推移をみると、要支援認定者は2,000人程度で高止まり傾向にあります。要介護認定者も、平成27(2015)年3月末までは増加していたものの、それ以降は4,300人程度で推移しています。

認定率は平成25(2013)年3月末をピークに低下傾向にあります。県や国を上回って推移しています。

図表 要介護(要支援)認定者数の推移



図表 要介護(要支援)認定率の推移(三原市・県・国)

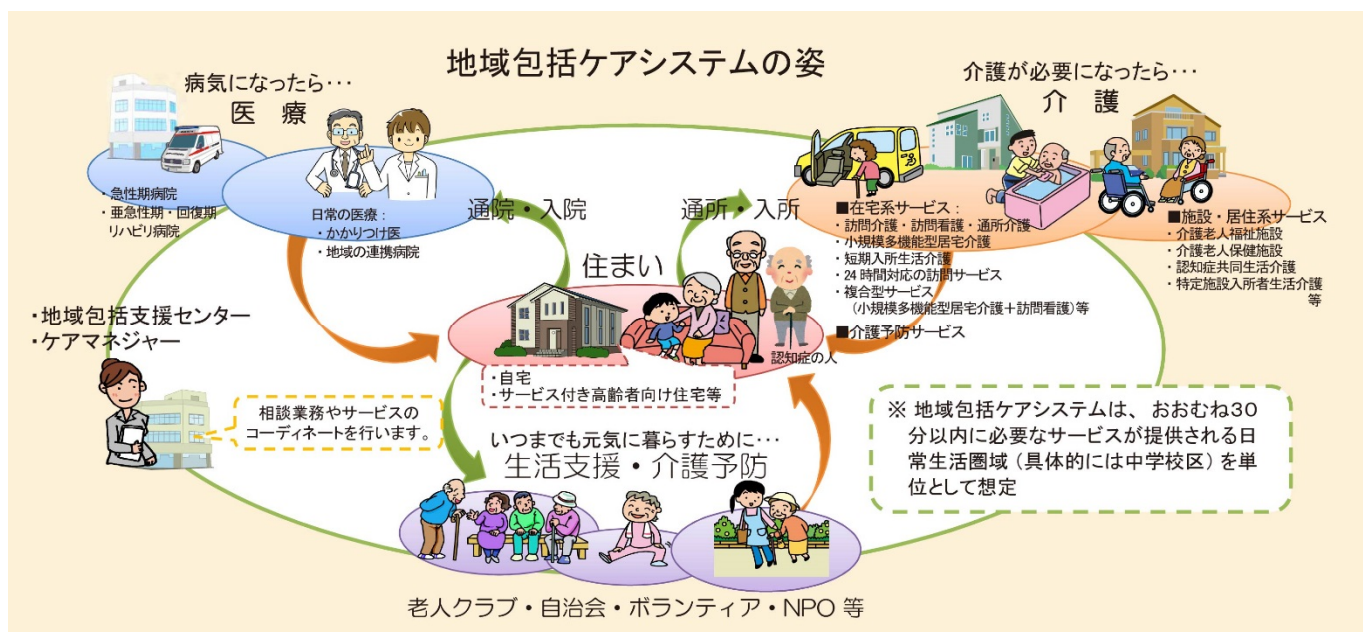


計画の視点

本計画の策定にあたっては、国が示す地域包括ケアシステムの深化・推進を念頭に入れつつ、引き続き本市における地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

【地域包括ケアシステムの深化・推進】

- (1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進
- (2) 医療・介護の連携の推進など
- (3) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの検討



計画の基本方向

1 基本理念

「三原市長期総合計画」では、保健・医療・福祉分野の目標像を、「健やかに暮らせる人に優しいまち」と掲げ、子どもから高齢者まですべての世代の人が、生涯を通じて社会に参加でき、いきいきと豊かな生活を送ることができることをめざしています。

本計画は、保健・福祉に関する施策を総合的に推進することで、介護や支援が必要な人を含むすべての高齢者が安心して生活を継続することができ、高齢になっても、住み慣れた地域で、生きがいをもって健やかに暮らせる環境づくりをめざすものであり、地域包括ケアシステムを深化・推進するために、7期計画の基本理念をつぎのとおり定めます。

「健やかに暮らせる人に優しいまち」

～住み慣れた地域で、地域とともに、自分らしく健やかに暮らせるまち～

2 日常生活圏域について

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、一定の人口規模があり地域コミュニティの単位として受け入れやすい中学校区を圏域分の基本単位として、人口、面積、地理的条件や住民の生活形態、地域づくり活動の単位などの地域特性を総合的に検討し、第6期と同様、三原東部圏域、三原西部圏域、三原北部圏域の3圏域を日常生活圏域として設定しています。

1 健康づくり・介護予防の推進	
(1)健康づくりの推進	健康増進事業の推進
(2)介護予防の総合的な推進	介護予防・生活支援サービス事業の推進 一般介護予防事業の充実
(3)認知症対策の総合的な推進 重点	認知症予防の推進, 相談・支援体制の充実 普及啓発の充実, 認知症サポーター養成事業の推進 認知症の人と家族介護者への支援の充実
(4)生きがいづくりの推進	多様な生きがい活動への支援 就労・ボランティア活動などへの支援
2 地域生活を支えるサービスの充実	
(1)相談支援体制の充実 重点	高齢者相談センター(地域包括支援センター)などの適切な運営及び評価, 地域ケア会議による地域課題の検討
(2)在宅医療・介護連携の充実	医療・介護の連携, 地域包括ケアに関する市民周知
(3)安心できる住まいの確保	施設サービスの種類, 住環境の整備
(4)住み慣れた在宅生活への支援 重点	生活支援サービスの充実 地域住民等による地域課題の共有と課題解決に向けた取り組み
(5)在宅介護者支援の推進	介護者の精神的負担の軽減, 家族介護用品の支給 仕事と介護の両立の支援
3 高齢者の安心・安全の確保推進	
(1)見守り活動の推進 重点	サロン運営などへの支援, 見守り活動の推進
(2)権利擁護	高齢者虐待の防止, 権利擁護の体制強化 消費者被害対策の推進
(3)安全環境の整備	交通安全対策の推進, 防災・防犯対策の推進, バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進, 外出支援の推進
4 介護保険制度の円滑な運営	
(1)介護保険サービスの状況	居宅介護サービス, 地域密着型サービス, 介護保険施設サービス, 地域支援事業の概要
(2)制度の円滑な運営のためのしくみ	円滑な運営, 体制の確立と給付の適正化事業の強化, 介護事業者との連携による処遇改善, 人材確保対策の拡充

介護保険サービス見込み量と保険料の算出

1 介護保険サービス量の見込み

これまでの利用実績や利用者数の推移，今後の認定者数，事業者からの参入希望などを踏まえて推計しています。計画により新たにサービスを見込むものについては，公募により事業者を選定し，施設整備，開設準備に係る補助金交付を予定しています。

2 介護保険事業費の見込み【算出中】

介護保険サービス量から事業費を見込み，各種諸費用，保険料収納率，所得段階別被保険者数の見込み等を踏まえ，介護保険料基準月額を算定します。

本市では，介護保険料について，国の示した方針に基づき，被保険者の負担能力に応じた，よりきめ細かな段階数，保険料率を設定することによって，第1号被保険者の負担を軽減します。

第7期計画においても第6期計画と同様に11段階に設定し，低所得者層の負担軽減を図ります。また，第1段階の保険料率については，低所得者対策により0.5から0.45に軽減され軽減分は公費により負担されます。

【所得段階別の負担割合と保険料】

	対象者		所得等	基準額に対する割合	月額(円)	年額(円)
	住民税課税状況					
	世帯	本人				
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者又は生活保護の受給者	0.50 (0.45)		
第2段階	非課税	非課税	課税年金収入と 合計所得金額の 合計	80万円以下	0.68	
第3段階	非課税	非課税		120万円以下	0.75	
第4段階	課税	非課税		80万円以下	0.90	
第5段階	課税	非課税		80万円超	1.00	
第6段階		課税		合計所得金額	120万円未満	1.20
第7段階		課税	120万円以上 200万円未満		1.30	
第8段階		課税	200万円以上 300万円未満		1.50	
第9段階		課税	300万円以上 400万円未満		1.70	
第10段階		課税	400万円以上 600万円未満		1.85	
第11段階		課税	600万円以上		2.00	

※介護保険料については，事業費の見込みに介護報酬改定を反映した後，算出するため未確定です。なお，第7期計画の介護保険料は第6期計画を下回る見込みです。

【参考】第6期計画 基準月額保険料 5,680円（第5段階）

3 制度の円滑な運営に向けて

介護サービスに携わる人材の不足は顕著であることから、確保対策事業の更なる推進、拡充を図ります。

また、国の制度改正に対応し、高所得者の負担増を求めつつ、低所得者対策は拡充します。

さらに、引き続き各種事業の実施による介護給付の適正化、質の向上に取り組むとともに、費用対効果の検証、適正化事業効果の見える化に取り組みます。

- (1) 介護保険サービスに携わる人材の確保
- (2) 低所得者対策の推進
- (3) 介護給付の適正化の推進
- (4) 居宅介護支援事業所指導監査体制の確立

計画の推進体制について

1 本計画の推進により目指す数値目標

計画を推進するため、自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付の適正化の各項目について目標を設定し、目標の達成状況の把握・分析・評価を実施します。

項目	設定目標	目標達成状況の把握・分析・評価方法
自立支援	介護度の維持改善率	・要支援1・2及び要介護1の認定率について、県平均以下を維持する。
介護予防・ 重度化防止	住民主体による介護予防活動の推進	・住民主体の通いの場の数（3年後） 30か所増加
	生きがい活動参加の推進	・要介護（支援）認定を受けていない高齢者の割合の維持 79% ・会、グループ活動に参加する人の割合（週に1回以上） （平成28年度39.2%） 上昇
介護給付 適正化	適正化主要5事業の取り組み強化 居宅介護支援事業所指導監査体制の確立	・計画内給付（計画給付費＞給付費実績） ・要介護（支援）認定率の維持 21%

2 計画の推進体制の整備

三原市総合保健福祉計画推進等委員会において、介護保険事業の運営について協議し、計画目標の達成状況の調査分析結果の報告・評価を行います。また、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、関係機関と連携して地域ケア会議などを充実します。

3 介護保険事業の進捗状況などの把握

介護サービスの利用状況、地域支援事業の実施状況などについて、毎年度計画値との比較・検証を行うとともに、次期計画の策定に向けたニーズ調査を行うなど、計画の進捗評価を行います。

4 住民への広報・啓発

本計画の推進に向けては、一般高齢者や要介護認定者などをはじめ、広く市民に介護・福祉サービスの種類・内容、サービス提供事業者などの情報を提供していくことが必要です。そのため、本計画策定後については、広報や市のホームページなどでの計画内容の概要紹介や目標の達成状況の評価の公表、新たな事業・制度の利用方法、申請方法などの情報提供をはじめ、各種事業を通じて、広報活動に努めます。